第２３回福岡県障がい者水泳記録会

水泳競技実施要領

１　競技規則

　　平成30年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２　競技（30年度改正のみ抜粋）

（１）スタート時のイングリッシュコールの導入。

　　　「Take your mark：テイク・ユア・マーク」（意味：用意）

（２）視覚障害の区分23に属するものは、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで装着しなければならない。

３　招集

（１）招集は、競技20分前から開始し、10分前に終了する。

（２）招集時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなす。

４　リレーオーダーの提出

　　リレーオーダー用紙は、その種目が行われる60分前までに選手総合受付に提出す

　ること。

５　介助者の役割

（１）障がいにより介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、あらかじめ主催者の許可を受けなければならない。「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り、競技エリアに入場することができる。

（２）申請対象となる障害区分

ア　競技規則上可能な介助

（ア）スタート介助

身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁に付けることができない者

**障害区分11、13、17、19、22**

（イ）タッピング

**ａ　障害区分23**

必ず介助が必要（50ｍ種目ではスタート・ターンのサイド各１名、計２名

　　　が必要。）

**ｂ　障害区分24、**

イ　競技規則以外で可能な介助

（ア）入退水介助

**障害区分14、15、16**

ウ　競技規則以外で可能な同伴

（ア）情緒不安定

**障害区分26（**他選手に迷惑をかける場合に限る。）

（イ）種目の指示

　**障害区分26**（泳ぐ種目を理解できない場合に限る。）

（３）禁止事項

ア　介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング（声かけを含む）をしてはならない。

（ア）他の選手の迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

（イ）（２）ウ（イ）で、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ　介助者は、競技エリア及び招集所において介助者として許可されたこと以外をしてはならない。【例】カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用

５　誘導

（１）競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。

なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員の指示に従う。

６　浮具の使用

　　障がいのために、浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首及び腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

７　貸出用車椅子

　　競技エリア内への入場の際に車椅子が必要な選手は、原則として主催者の用意した車椅子を使用するものとする。なお、自身の車椅子を使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

８　種目順

　　別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にすること。ただし、編成

　上、やむを得ず種目順を変更することがある。

　　　【別表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 25ｍ自由形 | ６ | 50ｍ自由形 |
| ２ | 25ｍ挑戦 | ７ | 50ｍ平泳ぎ |
| ３ | 25ｍ平泳ぎ | ８ | 50ｍ背泳ぎ |
| ４ | 25ｍ背泳ぎ | ９ | 50ｍバタフライ |
| ５ | 25ｍバタフライ | 10 | 4×25ｍリレー |

９　開始式・記録証の発行

（１）開始式

ア　開会式は、競技開始前に2階アリーナ棟・体育館で行う。

イ　開会式に参加する選手は、開始式開始10分前までに、指定された場所に集合すること。

ウ　開会式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

（２）記録証の授与

　　　　記録証は、各組の競技終了後に順次行う。

10　撮影

（１）フラッシュ撮影は禁止する。

（２）介助者によるプールサイドでの撮影は禁止する。

11　更衣

（１）更衣は、更衣室を利用すること。

（２）異性の介助を必要とする者は、親子更衣室を使用すること。

12　ウォームアップ

　　ウォームアップについては、10時00分～10時20分までとする。

13　その他

（１）競技エリアへは、選手、競技役員、実施本部員、競技者及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。

（２）更衣室及び競技エリア以外では、水着、裸足のまま歩きまわらないこと。

（３）参加者については、スイムキャップに名前を入れること。（選手確認のため）

（４）土足厳禁の区域制限を守ること。（プール競技場内、体育館）

（５）競技エリアへの飲食物の持ち込みを禁止する。ただし、更衣室内では、水分補給は認めるが、それ以外の飲食については禁止する。

（６）観覧者は、ラウンジ等にある椅子を動かさないこと。また、他の利用者の妨げにならないようにすること。